

措置状況報告書

監査の名称：平成 27 年度 定期監査
部 局 名：企画部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>【情報政策課】</p> <p>(1) 備品等の管理事務について 備品の管理が適切でないもの 大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者である課長は、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされ、会計管理者は、当該通知を受けたときに備品台帳等の関係帳簿を整理することとされている。</p> <p>しかしながら、既に廃棄された備品について、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い備品の適切な管理をされたい。</p> <p>(2) 公有財産の管理事務について 行政財産の購入に当たり必要な措置を講じていないもの 大分市公有財産規則の規定では、部長等は財産を取得しようとするときは、あらかじめ当該財産について私権の設定又は特殊の義務等の有無を調査し、これらについて必要な措置を講じなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、無線基地局用地購入に当たり、敷地内にある既設の電柱について行政財産の使用許可申請を求めるなどの必要な措置を講じていなかった。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>備品の廃棄手続きが漏れていたものについて、会計管理者あてに物品処分の通知を行いました。</p> <p>今後は適正な事務処理に努めます。</p> <p>大分市公有財産規則の規定に基づき、当該使用者に対し、行政財産の使用許可申請書の提出を求め、適正な事務処理を行いました。</p> <p>今後は規則に従い適正な事務処理に努めます。</p>	